

香川県都市計画公聴会規則（昭和45年香川県規則第21号）第2条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

令和8年4月21日

香川県知事 池 田 豊 人

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
令和8年6月29日（月曜日） 午後13時30分から	高松市番町一丁目8番15号 高松市役所11階114会議室

2 意見を聞こうとする都市計画の案の概要

下記のとおり

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和8年5月11日（月曜日）から同月25日（月曜日）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書に記載し、次に掲げる方法により提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。

(1) 持参又は郵送による場合

香川県土木部都市計画課に提出すること。なお、公述申請書は、当該課及び高松市都市整備局都市計画課に備え置く。

(2) インターネットによる場合

「香川県電子申請・届出システム」を利用して、画面の指示に従って提出すること。

[https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=13048](https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13048)

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。

記

高松広域都市計画道路の変更案の概要

都市計画道路中3・4・114号郷東香南線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造			備 考	
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地		延 長	構 造 形 式	車 線 の 数		幅 員
幹 線 街 路	3 ・ 4 ・ 114	郷東香 南線	高松市 郷東町 字新開	高松市 香南町 由佐	高松市 鶴市町	約15,560m		4 車 線	20 m	—	—
		車線の数の 内訳	2車線			約3,410m					
			4車線			約12,150m					
	内訳	高松市 西山崎	高松市 西山崎		約500m	嵩 上		45 ～	—	—	

	町字本郷	町字川向上			式	57 m		
	高松市 西山崎 町字川 向上	高松市 岡本町 字幸ノ 神		約830m	嵩 上 式	33 ～ 53 m	—	—
	高松市 香南町 池内	高松市 香南町 横井		約710m	嵩 上 式	21 ～ 41 m	—	—
				約13,520m	地 表 式	17 ～ 70 m	JR予讃線と立体交差 自動車専用道路と立 体交差1箇所 幹線街路と平面交差 5箇所	—

なお、関係図書は、香川県土木部都市計画課及び高松市都市整備局都市計画課において令和8年5月11日（月曜日）から同月25日（月曜日）まで閲覧に供する。